

学校いじめ防止基本方針

1 基本方針の策定

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子供にも、どこでも起こり得ることを踏まえ、すべての子供に向けた対応が求められます。いじめられた子供は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめは重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することも重要です。

以上の考えにより、本基本方針を策定します。

2 いじめ防止等の対策のための校内組織

(1) いじめ防止対策委員会

学校は、いじめの防止等の対策（未然防止、早期発見、早期対応）のため、いじめ防止対策委員会（以下「委員会」）を設置します。構成員は、以下の通りとします。

校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

（必要に応じて）

当該学級担任、当該学年教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー

* 案件の状況に応じて管理職が参加者を決定。

学年主任者会、生徒指導部会、職員会議、職員打ち合わせにて、問題行動を有する児童や気になる児童、配慮が必要な児童についての情報交換を行い、生徒指導並びに特別支援教育の観点から現状や指導法を話し合い、共通理解を図ります。また、いじめ事案発生時には、即日委員会を開催し、いじめの認知について判断し、いじめ防止の対策や措置を実効的に行っていきます。

教頭並びに生徒指導主任は、本委員会の内容を全職員で共有できるよう対応します。また、ケース会議は随時開催していきます。

(2) 拡大いじめ防止対策委員会

さらに学校は、重大事案が発生した場合への対応のため、いじめ防止対策委員に以下の構成員を加えた、拡大いじめ防止対策委員会（以下「拡大委員会」）を設置します。

学校運営協議会委員、PTA会長・副会長

（必要に応じて）

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、巡回相談員

教育総務課担当職員、民生委員、主任児童委員、

町福祉課担当職員、児童相談所担当、沼津警察署員（少年サポートセンター所員）

拡大委員会は、清水町教育委員会、校長が判断した場合に開催するものとします。

3 いじめ防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

①人権教育の推進

- ・学校は、学校教育目標具現化に向けて、子供の自尊感情（自己肯定感）を高めるため、すべての教育活動を通して、人権教育を推進します。
- ・すべての教育活動を通して、道徳教育の充実を図っていきます。また、それらを補充・深化・統合する「道徳」の授業の充実を図っていきます。
- ・タブレットを活用した学習を行う中で、インターネットや携帯電話のルール、マナー、モラル等に関する指導を位置付けていきます。並行して、家庭にも情報モラルの重要性を啓発していきます。
- ・望ましい人間関係を育成するための手立てとして、静岡県教育委員会が作成した人間関係づくりプログラムを活用します。学級の実態に応じて、「出会い」、「聴き方」、「自己表現」、「気持ちへの対処・対応」のプログラムを学級活動で実施していきます。

②子供の自主的活動の場の設定

- ・児童会を中心に、児童の自主的活動の場を積極的に設定していきます。重点活動として、あいさつ運動に継続的に取り組んでいきます。
- ・学校行事では、児童を中心に企画・運営を、児童自身が達成感を味わうことを最優先していきます。事前指導で教職員が十分にかかわり、本番では裏からのサポート役に徹していきます。
- ・事前の目標設定、事後の振り返りを位置付けることで、それぞれの活動に十分な目的意識をもたせていきます。
- ・授業の中での伝え合い、つなぎ合いの場を大切にすることで、学級集団の中に支持的な風土を醸成していきます。

③保護者や地域への啓発

- ・委員会の活動状況や経過について、プライバシーに配慮しながら学校だよりやホームページを通じて報告します。
- ・学校運営協議会では、学校が把握しているいじめの状況について報告します。第4回学校運営協議会（1月実施）で行っている外部評価（区長、民生委員参加）の際にも、状況説明を行っていきます。
- ・見守り隊ボランティアとの連携を図り、登下校状況での気になるあらわれを随時把握していきます。

④いじめに関する教職員の研修

- ・すべての児童が意欲的に参加できる授業改善に努めることで、生徒指導が機能した授業を目指していきます。

(参考) 生徒指導が機能した授業

① 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

- ・自己選択の機会
- ・児童主体
- ・児童一人ひとりに応じた支援

② 自己存在感を与える。

- ・良い表れを認める
- ・表れの一つ一つを大切にす
- ・多様な考えを生かす
- ・他の児童と比較せず本人の成長を認める

③ 共感的な人間関係をはぐくむ。

- ・教師が常に児童の姿に自らを重ね自己開示していく
- ・児童の内面理解に努める
- ・豊かな児童理解
- ・誠実な教師
- ・個に寄り添った支援を心がけ、一人ひとりの考えを大切にする
- ・意図的に児童間の交流を促す
- ・コミュニケーションスキルを育成する

- ・学級経営において、いじめを起こさないような温かい人間関係の構築、「絆づくり」「居場所づくり」を目指します。（ふわふわことば、ふわふわアクション、ナイスシーンの奨励、人間関係づくりプログラム活用の推奨）
- ・生徒指導情報交換会を年2回実施し、児童の事例検討を行うことで、よりよい児童理解に努めていきます。また、生徒指導情報交換会には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにも同席してもらい、指導・助言をいただきます。
- ・学年主任者会・生徒指導部会の中に、生徒指導に関する共通理解の場を設け、学年間の縦のつながりを大切にしていきます。
- ・外部諸団体が実施するいじめ等に関する研修会に積極的に参加し、教職員に還元・報告することで、専門的な知識を身に付けられるよう努めていきます。
- ・子供たちの人権に配慮した教育を行うことができるよう、人権に関する校内研修を実施していきます。

(2) いじめの早期発見・早期対応

① 子供の実態把握

- ・年10回のアンケートを実施して、いじめ等の早期発見に努めていきます。アンケートでは、「こんなことをしてもらってうれしかった」「こんな嫌なことがあった」という両面について回答する形式にし、アンケートであがったよい面は「温かい人間関係の構築」につなげ、いじめ等の訴えがあった場合は、即時、対象児童等への個別面談等を行い、実態を十分に把握します。
- ・いじめ等の相談については、常時教頭が窓口となって対応します。
- ・教職員は、児童との日常的なコミュニケーションを大切にして、随時兆候を察知できるように努めます。

② 早期対応に向けた取組

- ・学級担任はアンケートであがったいじめに関する全ての情報を速やかに報告し、学級担任→学年主任→生徒指導主任→教頭・主幹教諭→校長という流れで情報共有していきます。
- ・アンケートの結果は生徒指導主任が迅速に集計・分析し、会議での報告やデータ閲覧等の方法で共通理解を図ります。
- ・欠席者がある場合は、必ず欠席理由を把握します。欠席が続いた場合は、当該児童・保護者と欠席理由やその背景を直接確認します。
- ・欠席状況やその背景に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー同席

のもと、ケース会議を開催し、迅速な事実確認と時系列の経過把握、具体的な対応策の検討を行います。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの訴えや相談があったとき、いじめ等が確認されたときは、迅速に事実確認を行います。また、被害児童・保護者の主訴を十分に汲み取ることに努めます。
いじめの態様によっては、強制的に介入し、直ちにいじめを止めさせるなど被害児童の安全・安心を優先した指導を行います。
- ・対応を検討したいじめ等については、緊急性の度合いに応じて、月例報告または緊急の問題行動報告として、町教育委員会に報告します。同時に、対応の状況を時系列に記録していきます。
- ・被害児童・保護者に対して、当該児童・保護者の意向を尊重しながら、学校としてどう対応していくかを説明・相談する場を設けます。必要に応じてスクールカウンセラーに加わってもらいます。
- ・加害児童・保護者に対する状況説明の場を設け、児童への指導、保護者への助言や協力の要請を行います。必要に応じて、スクールカウンセラーに加わってもらいます。
いじめ等の態様の深刻さによっては、外部関係機関等との連携も検討していきます。
- ・いじめ等が発生した学級の児童に対して、学級担任だけでなく、学年団を基本とする複数の教職員が入れ替わり関わることで、改めて自浄作用のある支持的な学級集団の大切さを指導していきます。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

- ①いじめ等により児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金銭を奪い取られた場合
- ②欠席の原因がいじめ等と疑われ、当該児童が相当の期間にわたって連続して欠席しているとき
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、校長は町教育委員会に報告し、町教育委員会の判断のもと、速やかに町教育委員会または学校に拡大委員会を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐべきではありません。児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、児童の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

(3) 情報の提供

町教育委員会または学校は、いじめ等を受けた児童及び保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報提供を行います。学校が調査及び情報提供を行う場合は、町教育委員会の指導及び支援のもと実施します。

(4) 報道等への対応

- ①対外的な窓口は原則として教頭に一本化し、個人情報保護への配慮に十分注意します。
- ②各対応の担当

内容	担当
校内の統制と指揮	校長
校外への緊急支援要請	校長
報道機関への対応	対外窓口：教頭、記者会見等：校長
経過の時系列の整理	該当学年主任、担任
全校児童への対応	生徒指導主任、学年主任、担任
現場での実践的対応	教頭
関係機関との連携	教頭
保護者、地域との連携	教頭、学年主任、S S W
授業変更等の措置	主幹教諭
保護者への連絡、対応	該当学年主任、担任、S S W
個々の児童への対応	担任
スクールカウンセラーや医療機関との連携	教頭、主幹教諭、養護教諭 特別支援教育コーディネーター
児童の心のケア	担任、養護教諭、S C
応急処置や心のケア	担任、養護教諭、S C

5 その他

この「学校いじめ防止基本方針」は、年度中途であっても、校長の判断のもと、委員会での検討を経て、必要や実態に応じて加除修正を加えることができるものとします。また、加除修正を加えた際は、その都度ホームページ、学校だよりを通じて周知を図ります。